

告 示

埼玉県告示第二百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール大利根

埼玉県加須市琴寄字堤二千九百四番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の公害について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (2) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車の実行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。
- (3) 荷さばき車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。
- (4) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (5) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いします。
- (6) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路付近となるため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。
- (7) 必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

二 縦覧期間

令和五年二月二十一日から令和五年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター